

第3次みどり市教育大綱

～誰一人取り残さないきめ細やかな教育を～

令和5年11月

群馬県みどり市

I 大綱改定の趣旨

平成 27 年 4 月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、各地方公共団体の長は、教育基本法に基づき策定された国の「教育振興基本計画」における基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。

みどり市においても、平成 27 年 10 月に「みどり市教育大綱」を策定後、平成 30 年 10 月に改定し、本市のめざすべき教育の実現に取り組んできたところです。

この「第 2 次みどり市教育大綱」が令和 4 年度末をもって終了し、新たに「第 3 次みどり市教育大綱」を策定するところですが、令和 5 年 3 月に決定された「第 2 次みどり市総合計画（後期基本計画）」などとの整合性を図りながら策定作業を進め、令和 5 年 11 月に「第 3 次みどり市教育大綱」（以下「大綱」という。）を策定しました。

なお、教育基本法において、地方公共団体の努力義務とされた、「教育振興基本計画」の策定については、市総合計画（教育分野）において、目指す姿を数値目標として定めており、この部分を「教育振興基本計画」と位置付けております。

II 大綱の位置づけ

- (1) この大綱は、平成 27 年 4 月 1 日に改正施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定するものです。
- (2) 今後は、この大綱に沿って、市と教育委員会がこれまで以上に意志の疎通を図りながら教育行政を進めていきます。
- (3) 第 2 次みどり市総合計画（後期基本計画）（計画期間 2023 年度～2027 年度）を踏まえ改定しました。

III 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、第 2 次みどり市総合計画（後期基本計画）との整合性を図るため、2023 年度から 2027 年度までの 5 年間とします。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
総合計画				基本構想（10 年間）						
教育大綱										

Ⅳ みどり市教育の基本理念

『誰一人取り残さないきめ細やかな教育を』

本市は、第2次みどり市総合計画においても、「輝くひと、輝くみどり、豊かな生活創造都市」を市の将来像として掲げ、教育分野においては、「人を育て、文化をはぐくむまちづくり」を基本政策としております。

誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す教育を実現するため、きめ細やかな教育を推進し、誰も（市民）が生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指します。

V 大綱の基本目標

第2次みどり市総合計画に基づき、以下に掲げる5つの目標の実現を図ります。

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習と文化芸術鑑賞の機会づくり

生涯学習大会、公民館や図書館での講座・講演会、文化ホールや富弘美術館での市主催事業等において、市民が生涯にわたって学ぶ機会や文化芸術を鑑賞する機会を提供します。

(2) 主体的な学習の推進

子どもたちが主体的に読書に取り組めるよう、読書環境の整備や推進を図ります。また、自主学習グループ等の学習支援や環境整備を行います。

(3) 生涯学習を支える体制や場の提供

生涯学習の施設を整備し、市民に学習の場を提供します。

(4) 学習情報の提供と学習相談の充実

学びに関する情報提供や内容など学習相談の充実を図ります。

2 教育の充実

(1) 確かな学力の向上

ICTによる授業改善や個別指導、家庭学習の充実等を通して、児童生徒の学びに向かう力を育てます。

(2) 豊かな心の育成

生き方についての考えを深める学習や、一人ひとりに寄り添った対応を通して、自他を大切にする心や自己肯定感を育みます。

(3) 健やかな体の育成

家庭や地域、関係団体と連携しながら、体力向上や心身の健康を保持増進する取組を行います。

(4) 教職員の資質向上

「主体的・対話的で深い学び」を目指し、授業改善研修を充実させるとともに、GIGA スクール構想をさらに推進し、教員の ICT 活用力向上のための研修に努めます。

(5) 教育環境の整備と充実

コミュニティ・スクールと地域学校共同活動の一体的推進や家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化を図るとともに、学校施設について、安全・安心を確保しつつ、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を計画的・効率的に推進します。

3 文化財の保護と活用

(1) 文化財の保護

指定・登録文化財の歴史的・文化的価値を維持するため、適切に保存し後世に引き継ぎます。

(2) 文化財の活用

文化財の価値や重要性について市民の理解を高めるため、文化的資産の掘り起こしや市民への周知などの啓発活動に取り組むとともに、文化財を活用し、地域で活動する市民・団体との協力のもと、地域の活性化を図ります。

(3) 博物館・展示施設の適正管理

文化財公開施設が、永続的に保存活用されるよう、計画的な修繕を行うとともに、活用内容の充実を図ります。

4 安全な暮らしの推進

(1) 青少年の健全育成の推進

PTA を中心とした補導活動の充実、青少年育成への啓発を推進します。

5 人権尊重・多文化共生の推進

(1) 人権教育・啓発の推進

様々な人権問題への理解を深め、市民が互いの基本的人権を尊重し合い、人権を侵害しない社会を目指して、人権教育や啓発事業に関する基本計画に基づき、差別や偏見などのない、人権尊重のまちづくりを推進します。

Ⅵ 大綱の基本目標達成に向けた取組み

この大綱の基本目標を着実に達成するため、教育委員会においては、「第2次みどり市総合計画（後期基本計画）」の基本事業に基づき実施する重点施策を毎年度当初に「みどり市教育行政方針」としてまとめます。また、各年度終了後、取組の効果や課題等を「みどり市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」にまとめ、その結果を市民に公表するとともに、次年度以降の取組に反映させていきます。